

「第2回西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会」会議概要

平成14年8月5日(月) 午後一時三十分～

東予市総合福祉センター

○報告事項

①事務局活動報告

合併協議会だよりの発行、ホームページの開設等について事務局から報告がありました。

質疑・応答要旨

委員…西条市の市民の中には理事者、議員、経済界が強引に合併を進めているという誤解をしている方がいる。せっかく協議会だよりを出すのであれば、2市2町の枠組みとなったこれまでの経緯をもっと詳しく載せてほしい。

回答…2市2町を選択したことについて、これは意思決定である。もともと戻ることにはあり得ない。あえて、載せなくてもいいのではないか。

委員…これまでの経緯というのは、それぞれの自治体で今まで作業してきた、それまでこのことは載せなく、これからのことを情報公開していけばいいのではないか。

委員…それぞれの団体にはこれまでいろいろなプロセスがあったと思う。それぞれの自治体の中で住民に対し説得していくのが努めである。そういう問題をこの協議会のなかに持ち込むべきでない。

委員…これから合併協議会をスムーズに進める上で、筋論としては経過は必要ないかもしれないが、もう一回2市2町の内部

を縮める意味で、経過を載せてもいいのではないか。

委員…それぞれの市民町民に説明するのは各自自治体が責任を持つことが筋である。

○議事

①協議第1号 合併の方式について

合併の方式は、「西条市、東予市、周桑郡丹原町及び小松町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。」ことが提案され、確認されました。

②協議第2号 新市の名称について

「新市の名称については、法定協議会で、小委員会を設置して、候補を選定し、協議会で協議する。」調整方針が提案され、継続協議となりました。

質疑・応答要旨

委員…新市の名称に旧市町の名前は使えるのか。

回答…全国に同名の市名がなければ使える。

③協議第3号 新市の事務所の位置について

「新市の事務所の位置については、法定協議会で、小委員会を設置して、候補を選定し、協議会で協議する。」調整方針が提案され、継続協議となりました。

質疑・応答要旨

委員…新市の名称、事務所の位置の最終的な決定は、協議会と

なるのか、小委員会となるのか。法定協議会とのかねあいはどうなるのか。

回答…最終的な確認(決定)は、あくまでも合併協議会である。

委員…新市の名称は、2市2町の住民の意見が反映されなければならぬ。将来的には道州制をにらんで、道州制の時代に受け入れられる名称とすべきだ。

委員…小委員会での協議結果を尊重するという精神でいくのか。決定の方法を決めておく必要がある。

回答…決定方法を含めて法定協議会場で協議をお願いするということでご理解をいただきたい。

委員…議会であれば議決という方法になる。冒頭の協議方法の説明にあった確認という方法は、任意協議会だけのものか。

は、任意協議会だけのものか。議案事項は議決するものか。

回答…自治法上、協議会は議決機関と位置付けられないため、協議会の決定の表現を確認とした。

④協議第4号 新市建設計画の策定方針について

新市の建設計画については、法定協議会で、小委員会を設置して、候補を選定し、協議会で協議する。」調整方針が提案され、継続協議となりました。

質疑・応答要旨

委員…住民説明会の段階で、新市建設計画が適切でないとの住民の判断があった場合はどのようなものか。

委員…住民が適否を判断するというが、どのような手段で判断するか。

項目	新設(対等)合併	編入(吸収)合併
定義	2以上の市町村の区域の全部または一部をもって市町村を置くことで、市町村の数の減少を伴うもの。	市町村の区域の全部または一部を他の市町村に編入することで、市町村の数の減少を伴うもの。
法人格	新たに法人格が発生する。	編入する市町村の法人格が継続する。
合併市町村の名称	新たに定める。	編入する市町村の名称とすることができる。
事務所の位置	新たに定める。	通常は、編入する市町村の事務所の位置となる。
市町村の長	合併関係市町村の長は、全員失職する。 ▼合併後50日以内に市長選挙を実施	編入する市町村の長は変わらず、編入される(消滅する)市町村の長は失職する。
特別職の職員	合併関係市町村の特別職の職員は全員失職する。(新たに選任する。) ▼特別職・・・助役、収入役、教育長、監査委員、選挙管理委員会委員など	編入する市町村の特別職の職員は在任し、編入される(消滅する)市町村の特別職の職員は全員失職する。
条例・規則	合併関係市町村の条例・規則は、全て失効する。(新たに制定する。)	編入する市町村の条例・規則を適用する。(合併に伴う必要な改正を行う。)

※議員・農業委員会委員については、市町村の合併に関する特例の適用がある。

新市の事務所の位置

市町村の事務所の位置は、地方自治法の規定により条例で定めることとされているため、新設合併の場合は、新たに条例でこれを定めることとなり、あらかじめ合併協議会場で協議が必要となります。又、事務所の位置については、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならぬとされています。これを勘案し、事務所の位置を始め、事務所の建設の是非、事務所の事務の方式など事務所の位置を定める為の基本的な事項について小委員会検討が予定されます。

するものか。

回答…今この場で仮想の話はできない。ご理解願いたい。今後、合併協議会場で専門的に真剣に協議を行い、鮮度の高い情報を住民に示していくことで、合併協議会に臨んでいく。

⑤「合併の期日について」について

会長から「合併の期日について」も、任意協議会の協議事項とし、次回以降の協議会に案を提出したい旨説明を行い、承認された。

その他

(1) 傍聴人等
一般傍聴人 12名
報道関係者 9名
市町合併関係職員 11名
事務局職員 10名